

コロンビア・インターナショナル・スクール PTSA 会則

- 第1条 本会はコロンビア・インターナショナル・スクール PTSA (Parents, Teachers and Staff Association) と称し、事務所を同校内に置く。
- 第2条 本会は保護者と学校理事長・学校長・教職員とが協力して、コロンビア・インターナショナル・スクールの教育理念、及び国際的な教育の特性を生かして、家庭と学校と社会における児童生徒の幸福な成長を図ると共に会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的をとげるために、次の活動を行う。
1. 家庭と学校との密接な連絡によって、児童生徒の生活の向上を図る。
 2. 児童生徒の生活環境をより良くするための活動を行う。
 3. 講習会・講演会・研修会・親睦会等の開催を行う。
- 第4条 本会は、教育団体として、次の方針に従って活動する。
1. 児童生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 2. 特定の人種・国籍・宗教・政党には関係せず、営利を目的としない。ただし経費の調達、又は児童生徒の福祉を向上させるための事業を行うことが出来る。
 3. 学校の経営には直接参加しない。
- 第5条 本会の会員は次の会員で組織する。
会員は本校に在籍する児童生徒、並びに休学扱いの児童生徒の保護者・教職員で構成し、全員加入とする。
- 第6条 本会の役員は次の通りとする。
会長 1名・副会長 2名以上・書記 3名・会計 3名・監査 2名
及び各委員会 若干名・教職員 2名
- 第7条 役員の仕事は次の通りとする。
1. 会長は、本会を代表し、会務を統轄しその責に任ずる。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は役員会の承認よりこれを代行する。
 3. 書記は、議事録・書記録・文書処理し、庶務に従事する。
 4. 会計は、本会の会計事務を担当する。
 5. 監査は、会務及び会計経理を監査する。
- 第8条 役員の仕事は1年とし、再任をすることも出来る。その選任は次の方法による。役員は総会において会員中より選任する。正し、会長は、学校が推薦する

ものとする。役員も場合によっては、学校が推薦するものとする。任期中に役員の欠員が出た場合の対応は、役員会に一任する。

- 第9条 総会は、本会の最高決議機関であって、毎年4月に開催する。(定期総会)
1. 総会は、会員定数の過半数の出席をもって成立する。
 2. ただし、委任状をもって出席にかえることが出来る。また、総会の出欠席の返信が過半数に満たない場合、総会出席者の同意が得られれば、成立する。
 3. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は議長の決するところによる。
- 定期総会・臨時総会の議長は、その都度会員の中から選任する。臨時総会は、役員会が必要と認めた時、又は、全会員の3分の1以上の要求があった時に、開催することが出来る。議案の取扱いは、定期総会の例による。
- 第10条 定期総会で審議する事項は次の通りとする。
1. 事業報告の承認
 2. 決算報告の承認
 3. 事業計画案の承認
 4. 予算案の承認
 5. 本会則の改正の件
 6. 役員を選任
 7. その他必要な事項
- 第11条 役員会は、総会に次ぐ決議機関であって、本会則第7条の役員をもって構成する。役員会は定期又は臨時に開催し、その議長は会長が務めるものとする。任務は次の通りとする。
1. 総会において議決された事項の処理を行う。
 2. その他本会運営に必要な事項の処理を行う。
 3. 会報の発行を行う。
 4. 役員会は、役員が本会則または、公序良俗に反した場合は3分の2以上の議決によって該当役員を解任することが出来る。
 5. 会員は、オブザーバーとして、役員会を公聴出来る。
- 第12条 第19条に該当する顧問は、本会に関するいずれの会合にも出席し、協議発言することが出来る。
- 第13条 本会の慶弔・見舞金規定は別に定める。慶弔見舞金規定(別紙)
- 第14条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。本会の会員は、随時、会計簿を閲覧することが出来る。
- 第15条 本会の経費は会費・寄付金・その他の収入(バザー等)をもってこれにあてる。
- 第16条 会員は、年会費12,000円を、毎年度4月30日までに一括で納入しなければならない。

1. 年度中途の入学生については、春学期入学生は全額（12,000 円）、秋学期入学生は 8,000 円、冬学期入学生は 4,000 円を納入する。
2. 年度中途での退学（留学含む）については退学日が春学期中の場合は 8,000 円、秋学期中の場合は 4,000 円を返金することを認めるものとし、冬学期中の場合は返金を行わない。

第 17 条 会員及び脱退会員は、会員在籍中に知り得た情報(会員名簿等)を第三者に漏らしてはならない。

第 18 条 役員会は本会則の施行に関して必要な詳細を定めることが出来る。

第 19 条 本会は、コロンビア・インターナショナル・スクールの関係者及び本会の目的に賛同し協力いただける外部の方を顧問とする。また、本会則第 6 条の役員外に名誉顧問を置く。

1. 名誉顧問 学校理事長
2. 名誉顧問 学校長

第 20 条 本会則の変更は総会出席者の過半数の同意を必要とする。

第 21 条 教職員は、定期総会・臨時総会・役員会に出席し、意見を述べる事が出来る。

第 22 条 スクールカウンシルに会長 1 名、及び若干名参加する。

(別紙) 慶弔・見舞金規定

項目	金額	備考
新入生	1,000 円	記念品
修了生	2,000 円	記念品
卒業生	5,000 円	記念品
留学等中途退学者	2,000 円	記念品
生徒死亡	30,000 円	
生徒保護者死亡	30,000 円	
教職員死亡	20,000 円	
教職員配偶者死亡	10,000 円	
教職員の結婚	10,000 円	
教職員の餞別	10,000 円	学校との契約期間 及び 1 学年以上在籍者に贈呈

(2002 年 4 月 21 日より実施)

(2005 年 4 月 16 日一部改正)

(2006 年 4 月 23 日一部改正)

(2007 年 4 月 15 日一部改正)

付則 本会則は 1999 年 6 月 19 日より施行する。

- 一部改正 1999 年 10 月 23 日
- 一部改正 2000 年 4 月 22 日
- 一部改正 2001 年 4 月 22 日
- 一部改正 2003 年 4 月 20 日
- 一部改正 2004 年 4 月 18 日
- 一部改正 2005 年 4 月 16 日
- 一部改正 2006 年 4 月 23 日
- 一部改正 2007 年 4 月 15 日
- 一部改正 2012 年 4 月 21 日
- 一部改正 2023 年 4 月 1 日